

資料3

外来種対策に関する企業向けガイダンス(仮称)

環境省外来生物対策室

はじめに

コメントの追加 [一村1]: 主な内容

- ・ 侵略的外来種は生物多様性喪失の主要な要因の1つであること
- ・ あらゆる企業が外来種問題に関係していること
- ・ 外来種対策に対応しないことは企業活動にとってもリスクであること

コメントの追加 [一村2R1]: 【お伺いしたい事項】

- ・ 「はじめに」に記載する内容として問題ないでしょうか。
- ・ ガイダンスの冒頭で読み手に訴求する内容として、他に盛り込むべきことはあるでしょうか。

私たちの社会や企業活動は、多様な自然資源に支えられており、生物多様性は人間の安全保障と持続可能な経済の基盤を成している。しかし現在、生物多様性は急速に失われつつあり、その主要因として、2019年5月に公表された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）による「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、土地と海の利用の変化、生物の直接採取、気候変動、汚染とともに、侵略的外来種が挙げられている。侵略的外来種は生物多様性のみならず、人の身体や農林水産業にも深刻な影響を及ぼす存在であり、国際的なものや人の移動の活発化に伴い、そのリスクは近年さらに高まっている。

外来種問題というと、養殖や農業等のために「外来種を直接利用する企業」だけが配慮すればよいものと受け止められがちである。しかし実際には、物資の運搬、建設、販売等、あらゆる企業活動の過程で意図せず外来種を移動させてしまうリスクが存在し、外来種の移動のほとんどに企業活動が関わっている。

また、侵略的外来種は、対応のためのコスト負担、企業ブランドへの悪影響、地域社会との摩擦等の形で、事業運営に直接的な負の影響を及ぼす可能性がある。企業がこの問題を認識せず、事前に必要な対応を怠った場合、予期せぬ損害を被るおそれがある。

よって、あらゆる企業が自社と外来種問題との接点を認識し、適切に評価し、必要な対策を講じることが求められる。しかし、多くの企業では、これらに対応するための知識やノウハウが十分ではない。この状況を踏まえ、外来種に関する基礎知識、企業が外来種対策に取り組むべき理由、業界や企業活動ごとの接点、具体的な対策やその情報開示の方法について整理し提供するために、本ガイダンスを作成した。

外来種によって発生する被害の予防を通じて企業のリスク回避・低減を図り、競争力の向上につなげるために、本ガイダンスを活用いただきたいと考えている。

31	第1章、第2章の目次
32	
33	第1章 企業向けガイダンスの目的
34	
35	第2章 入門編
36	第1節 外来種に関する基礎知識
37	（1）外来種とは
38	（2）外来種は何が問題なのか
39	
40	第2節 なぜ企業が外来種対策に取り組まなければならないのか
41	（1）企業がその社会的責任を果たすため
42	（2）外来種問題が企業に及ぼし得るリスクを予防するため
43	（3）外来種対策やその情報開示による企業価値及び国際競争力の向上のため
44	

45 **第1章 企業向けガイダンスの目的**

46 本ガイダンスは、生物多様性喪失の5つの要因の1つとされている侵略的外来種の問題
47 について、企業活動との接点や企業が対策に取り組む意義を明らかにするとともに、取り組
48 むべき対策やその情報開示の方法に関して解説することで、企業による外来種対策が促進
49 されることを目的としている。

50 本ガイダンスは、読み手がそれぞれの理解度に応じて参照できるように、入門編・実践
51 編に分けて記載している。入門編については、外来種問題について認識していない、また
52 は認識し始めた企業が、自社が外来種問題に取り組む意義を発見したり、ステークホルダ
53 ーに説明するための基礎知識を身に付けるために活用されることを想定している。実践編
54 については、外来種に関する取組を開始しようとする企業が、自社の企業活動と外来種問
55 題の接点を認識したうえで、対策の実施、その開示を円滑に行えるようにするための実践
56 補助資料としての活用を想定している。

57 本ガイダンスは、外来種と直接関係があるかを問わず、すべての企業が対象である。外
58 来種問題は、外来種を産業利用していない企業からは「自社には関係ない」と捉えられが
59 ちだが、実際には商品の輸送や人の移動等に伴って外来種が新たな地域に持ち込まれるよ
60 うなケースも多く、間接的に外来種の移動に関係している。自社事業地の外来種侵入状況
61 のモニタリングや、地域の外来種防除活動への支援等、すべての企業が実践できる外来種
62 問題への貢献は存在する。

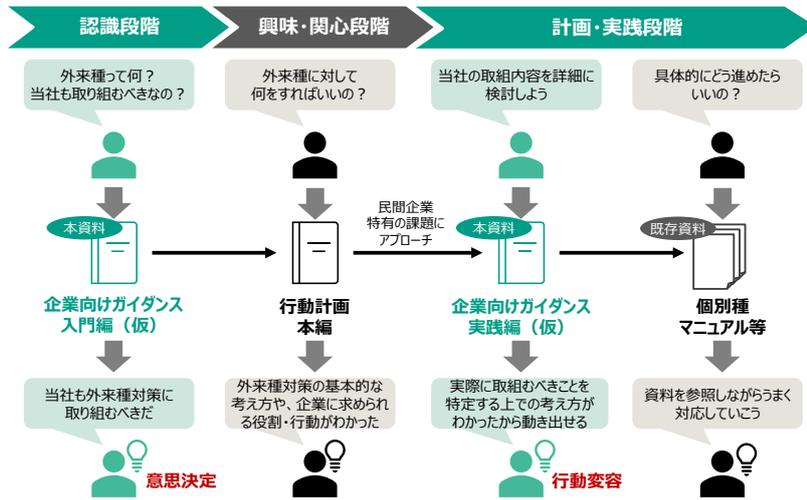
63 本ガイダンスを、企業のサステナビリティ部門担当者や、経営者等が読み、自社との接
64 点の認識から取組の実施、その開示までを行うことによって企業価値の向上につなげても
65 らうことを期待する。外来種問題への認識・取組の実践段階に合わせて、本ガイダンスの
66 ほか環境省が既に公表している「外来種被害防止行動計画 第2版」や個別の外来種の
67 対策マニュアルを参照することが有効である。(図表●)。

コメントの追加 [一村3]: 主な内容

- ・侵略的外来種は生物多様性喪失の5つの要因の1つであること
- ・ガイダンスの構成とそれぞれの大まかな内容
- ・すべての企業が対象であること
- ・ガイダンスの読み手の想定

コメントの追加 [一村4R3]: 【お伺いしたい事項】

- ・ガイダンスの構成や読み手について説明するパートとして違和感はないでしょうか。



図表 ● 本ガイダンスと既存資料の活用イメージ（認識段階～計画・実践段階）

68
69
70
71

72

73

第2章 入門編

74 第1節 外来種に関する基礎知識

75 (1) 外来種とは

76 たとえばカミツキガメのように、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によ
77 って他の地域から入ってきた生物のことを指す。これに対して、もともとその地域に棲ん
78 だっている生きものを在来種という。

79

80 外来種は意外と身近にたくさんいる。例えば、ペットとして利用されるイエネコなど、
81 園芸や愛がん目的で利用される生きものの多くは外来種である。また、農業で使用される
82 多くの野菜類や訪花昆虫として利用されるセイヨウオオマルハナバチ、緑化植物や牧草と
83 して利用されるオニウシノケグサやシロツメクサ、食用として利用されるニジマスなど、産
84 業分野で利用される生きものにも多くの外来種が含まれる。

85

86 外来種という言葉を見ると、海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）の
87 ことを表すと思われがちである。しかし、在来種でも、たとえばカブトムシのように、本
88 来は本州以南にしか生息していない生きものが、人の手によって北海道に入ってきた、と
89 いうように、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合、持
90 ち込まれた先の地域ではその種は外来種という扱いになる。このような外来種のことを
91 「国内外来種」という。

92

93 (2) 外来種は何が問題なのか

94 外来種といっても、すべての外来種が問題を起こすわけではない。イネなど、野外で特
95 定の被害をもたらさず、むしろ食料生産や文化の醸成に寄与しているものもある。一方
96 で、外来種の中には、野外に定着することで、生態系等へ大きな被害をもたらすものが含
97 まれ、このような外来種を侵略的外来種という。先述した産業上利用されるセイヨウオオ
98 マルハナバチ、オニウシノケグサ、シロツメクサ、ニジマスはいずれも侵略的外来種であ
99 る。

100 侵略的外来種による被害としては、以下のようなものが挙げられる。

コメントの追加 [一村5]: 主な内容

- ・外来種、在来種について
- ・国内外来種について

コメントの追加 [一村6R5]: 【お伺いたい事項】

- ・外来種の基礎的な事項の説明として違和感はないでしょうか。
- ・第1節全体について、ガイドンスとしてのデザインや入れるべき図表等について何かあればご教示いただけますでしょうか。

コメントの追加 [一村7]: 主な内容

- ・外来種が発生させる被害の例
- ①生態系への被害
- ②人の生命・身体への被害(感染症を含む)
- ③農林水産業への被害
- ・コラム：遺伝的かく乱について

コメントの追加 [一村8R7]: 【お伺いたい事項】

- ・①～③の内容について違和感はないでしょうか。

101 ①生態系への被害

102 その地域にもともと棲んでいた生きものを排除したりして、生態系を大きく変えてしま
103 う。例えばオオクチバス(ブラックバス)という外来魚は、侵入した国内の湖や河川にお
104 いて、在来の小魚やエビ等を大量に捕食してもととの生態系を著しく改変する。2023
105 年に公表された「IPBES 侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」¹で
106 は、全世界で記録された絶滅の 60%に外来種が関係しており、うち 16%は外来種が単独
107 の要因になったとされている。また、218 の侵略的外来種が 1215 の在来種の局所絶滅
108 を引き起こしたと言われている。

109 経済活動や人間の生活は、生態系がもたらす「生態系サービス」²に依存しており、外来
110 種はこれらに直接的に被害をもたらす。

111

112 ②人の生命・身体への被害

113 人間の身体を刺したり咬んだりすることで、健康被害を及ぼす。外来種の中には、人間
114 にとって危険な毒性を持つ種もいる。ヒアリがその一例であり、公園やゴルフ場等に定
115 着してしまった場合、これまでのように安心してレジャーやスポーツを楽しめなくな
116 る。特に、危険か否かを判断できない子どもやペットは危険にさらされる。

117 また、外来種であるアライグマにはダニが寄生するが、これらのマダニが重症熱性血小
118 板減少症候群 (SFTS) などの感染症を媒介し、人やペットに深刻な健康被害を及ぼす。

119

120 ③農林水産業への被害

121 農林水産物を食害したり生育を妨げたりすることで、これらの収量を減少させる。例え
122 ば、ナガエツルノゲイトウが水田の水路に入り込むことで稲の生育を阻害し、米の収量
123 減少、ひいては米価格の上昇を招く可能性がある。「IPBES 侵略的外来種とその管理に
124 関するテーマ別評価報告書」では、侵略的外来種による悪影響の報告のうち、66%以上
125 が食料生産に係るものであるといわれている。

126

127 生態系 人の生命・身体 農林水産業への悪影響

¹ <https://www.env.go.jp/content/000295402.pdf>

² 食料、水、原材料等を供給する「供給サービス」、花粉媒介、気候調整、災害緩和等をする「調整サービス」、景観の提供、レクリエーション、教育・科学的知識の提供等の「文化的サービス」の3つに分類される。



図表 ● 侵略的外来種が及ぼす被害の例

侵略的外来種に罪はないが、侵略的外来種によって生じる問題の責任は、外来種問題を引き起こした人間にあり、その問題を解決する責任もまた人間にある。

なお、これらの問題に適切に対処するため、侵略的外来種の中には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、外来生物法という。）に基づき「特定外来生物」に指定され、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いに規制がかかっているものもある。

コラム 遺伝的かく乱

※参照：外来種被害防止行動計画 第2版 20頁

在来種であっても、本来生息している地域から、もともと生息していなかった国内の別地域に運ばれた場合、先述した「国内外来種」として、生態系等に被害をもたらす場合がある。在来種がもともと生息している地域同士の間で運ばれた場合であっても、問題が生じることがある。

同じ種であっても、地域集団間で遺伝的形質に差が認められる種も存在し、このような移動は、地域ごとの遺伝的系統を損なう「同種内の遺伝的かく乱」を引き起こすおそれがある。

したがって、生きもの的人為的な移動は基本的に慎むべきである。特定の在来種を産業上利用する必要がある場合には、その在来種が利用地域において国内外来種に当たらないかを確認することに加え、たとえその種が既にその地域に生息している場合であっても、その地域固有の系統を用いることが望ましい。

154 第2節 なぜ企業が外来種対策に取り組まなければならないのか

155 (1) 企業がその社会的責任を果たすため

156 外来種の国内への侵入経路としては主に以下の2つが挙げられる。

157 イラスト①

158 イラスト②

160 ①意図した持ち込み：ペットとしての飼養、法面緑化・農業・養殖等の事業目的で国内に
161 持ち込まれ、管理不十分により野外へ逸出し定着するケース

162 ②意図しない持ち込み：観光客の衣類や荷物に外来種が付着して移動してしまうケース、
163 企業が輸入する商品や梱包材等に紛れ込んだ外来種が国内に持ち込まれるケース、国内輸
164 送や土地の開発に伴い外来種が意図せず拡散するケース

165

166 外来種の持ち込みや移動のほとんどに企業活動が関与している一方で、侵入した外来種
167 の防除等は国や自治体を中心となって実施しているのが現状である。

168 外来種が地域の生態系等に及ぼす被害を低減するために行政が行う防除には、多額の費
169 用が投入されている。例えば、水田の水路等に悪影響を与えるナガエツルノゲイトウへの
170 対応のために、環境省は令和7年度、特定外来生物防除等対策事業として地方公共団体に
171 計約●億円の交付金を支出している。この対策費用は税金によって賄われているものであ
172 り、企業活動による恩恵を受けているかに関わらず、国民全員が間接的にその負担を負っ
173 ていることになる。

174 一部の企業の利益のために社会全体が不利益を被る状況は許容されるべきではない。企
175 業は外来種問題の当事者であることを認識し、脱炭素や資源循環等と同様に、外来種対策
176 を社会的責任の一環として位置づけ、適切な対策を講じることが求められる。

177 (2) 外来種問題が企業に及ぼし得るリスクを予防するため

178 外来種と企業活動は相互に関係しており、外来種による被害が拡大すれば、企業活動の
179 様々な側面に悪影響を及ぼす。この視点を見落とし、必要な対応を十分に行わなかった場
180 合、企業は以下の5つのような不利益を被る可能性がある。

181

コメントの追加 [-村9]: 主な内容

- ・外来種の侵入経路
- ・持ち込まれた外来種がもたらす社会全体への不利益
- ・企業は社会的責任の一環として外来種対策に取り組むべきであること

コメントの追加 [-村10R9]: 【お伺いしたい事項】

- ・記載している内容に違和感はないでしょうか。
- ・第2節全体について、ガイドンスとしてのデザインや入れるべき図表等について何かあればご教示いただけますでしょうか。

コメントの追加 [-村11]: 主な内容

- ・対応不足によって生じ得る企業にとってのリスクを紹介
- ①貿易・物流におけるリスク
- ②企業ブランドに関するリスク
- ③企業が利用する資源に関するリスク
- ④従業員の健康へのリスク
- ⑤国内の文化を失うリスク

コメントの追加 [-村12R11]: 【お伺いしたい事項】

- ・①～⑤の名称は読み手にとってわかりやすいものになっているでしょうか。
- ・①～⑤で紹介すると有効な、対策事例やインシデント例はあるでしょうか。

182 ①貿易・物流におけるリスク

183
184
185



186 外来種の貨物への混入に係る輸入コンテナの留め置きや検疫所における手続き遅延によ
187 ってサプライチェーンが滞り、競合他社との競争において不利になったり、商品価値の低
188 下を招いたりする。また、外来種による問題が発生した際には、原状回復のための費用負
189 担が発生する。例えば、輸入コンテナへの防虫処置が不十分で、輸入後にその中からヒア
190 リ類が確認された場合、コンテナの留め置きや燻蒸処理を行う必要がある。すると、追加
191 的な費用が発生するだけでなく、サプライチェーンの遅延による納期遅れから、経済的な
192 不利益を受けることになる。

193 そのほか、国内で外来種が蔓延し、海上コンテナ等を通じて外国に持ち出される事例が
194 増えると、相手国からの信用が低下する。通関遅延や船舶の入港拒否につながる可能性が
195 あり、日本の産業全体の国際競争力が損なわれるおそれもある。

196

197 ②企業ブランドに関するリスク

198
199
200



201 侵略的外来種の持ち込みの原因が企業であることが明らかになった場合、社会からの信
202 頼を大きく損ない、長期的なブランド価値の低下につながる。例えば、土地開発に伴って
203 土砂や資材とともに外来種を持ち込み、それが地域に拡散した結果、地域住民の健康被害
204 や地域の農産物への悪影響を引き起こした場合、企業に対するレピュテーションは著しく
205 低下する。これにより、地域との摩擦が生じて事業継続が困難となり、その地域での操業
206 停止といった重大なリスクを負う可能性もある。

207

208 ③企業が利用する資源に関するリスク

209
210
211



212 自社が管理する不動産や観光資源、その周辺に外来種が侵入・拡散した場合、景観が悪
213 化したり、従来と同じ体験価値が提供できなくなる等して、資産価値が低下するおそれが

214 ある。また、農林水産物の生産現場に外来種が侵入することで、生産量の減少や品質の低
215 下につながる可能性がある。

216 例えば、イギリスでは、イタドリが建物や土地に悪影響を与え在来の生態系や建築物・
217 不動産価格に悪影響を与え、年間 340 億円以上の対策費用が発生している。³アメリカで
218 は、マルコガネが芝や野菜類等へ悪影響を与え、幼虫だけで年間 350 億円以上の経済被害
219 が発生している。⁴

220

221 ④従業員の健康へのリスク

222

223 イラスト

224

225 人の身体への被害を及ぼす外来種が定着することで、社員への健康被害が発生し、作業
226 能率が低下する。例えば日本では、花粉症が年々増加傾向にあり、外来植物であるブタク
227 サも花粉症の原因の一つとなっている。2019 年にはブタクサを含むスギ以外の花粉症の有
228 病率が 25.1%であるという調査結果もある。⁵ また、自社事業地でヒアリのような危険な
229 外来種が定着してしまった場合、現場で作業する社員の不安を高めたり、接触による健康
230 被害が生じたりする可能性がある。

231

232 ⑤国内の文化を失うリスク

233

234 イラスト

235

236 国内の文化には、その土地ごとの生物多様性の上に成り立っているものも多い。侵略的
237 外来種が拡大し、在来の生き物や自然環境が失われると、それらに紐づいて発展してきた
238 地域文化や食文化、季節行事等が衰退するおそれがある。例えば、クビアカツヤカミキリ
239 による桜の木の食害は、花見文化や桜を基盤とした観光行事の継続を脅かす。琵琶湖では
240 ブラックバスやブルーギルが在来魚を減らし、フナ等の地域固有の食文化や伝統漁業への
241 影響が懸念されている。

242

³<https://www.cabi.org/Uploads/CABI/Japanese%20Knotweed%20Alliance/JK%20costs%20-%20Williams%20et%20al..pdf>

⁴ <https://www.aphis.usda.gov/sites/default/files/JBhandbook.pdf>

⁵ https://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/2022_full.pdf

243 (3) 外来種対策やその情報開示による企業価値及び国際競争力の向上のため

244 侵略的外来種への対策の必要性は国際的に強く認識されている⁶。
245 2022年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)において、
246 「愛知目標」に替わる新たな世界目標として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が
247 採択された。2030年ターゲット6「侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減」
248 という目標のもと、全世界的に取り組が進められている。

249 さらに、自然・生物多様性の損失は企業活動や金融機関の財務活動にとってリスクとな
250 り、侵略的外来種対策を含む生物多様性保全は企業においても取り組むべき課題と見なさ
251 れ始めた。2021年6月に設立された自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)
252 は、各企業による自然に関する企業のリスク管理や開示を求めており、2023年9月に
253 TNFDが公表した「自然関連財務情報開示タスクフォースの提言」においては、侵略的外
254 来種は自然の状態(state of nature)に影響を及ぼす5つの因子(impact driver)の1つで
255 あり、セクターを問わず全ての組織が、侵略的外来種を積極的に導入しかなない行動及び
256 少しでもその可能性がある特定の行動の割合について開示すべきとされている。

257 こうした国際的な枠組を活用しながら外来種対策に関しても開示を行うことで、生物多
258 様性への配慮姿勢が可視化され、投資家や取引先からの信頼の向上が期待できる。企業に
259 よる外来種対策に関する情報開示は広く行われている状況ではないからこそ、TNFDの活
260 用において世界をリードする日本が率先して対応することで、国際市場での評価の向上に
261 つながることができるだろう。また、外来種対策を自社の環境・事業リスクとして把握
262 し、体系的に管理・実施することは、サプライチェーンの安定化、将来的な規制リスクや
263 対策コストの低減につながり、中長期的な企業価値の向上が期待できる。

264 さらに、外来種対策の実施過程で蓄積された知見やノウハウが、新たな事業機会につな
265 がる可能性もある。

266

267 以上のように、外来種問題は企業活動と密接に関係しており、自社の資産やレピュテー
268 ションを守るためにも必要な対応を検討すべきである。「第3章 実践編」では、どこに企
269 業活動と外来種の接点があるのかを認識し、対策を実際に行い、その情報開示をすること

コメントの追加 [一村13]: 主な内容

- ・KMGBF 目標について
- ・TNFD が主導する自然関連情報の開示に関する潮流について
- ・TNFD を活用して開示する意義について
- ・外来種について体系的に管理・評価すること自体の価値について
- ・外来種対策の実施が新たな事業機会につながる可能性について

コメントの追加 [一村14R13]: 【お伺いしたい事項】

- ・国際的な動向から企業が取り組むべき理由への接続について、違和感はないでしょうか。

⁶ 2015年に国連が採択した「SDGs(持続可能な開発目標)」においても、ゴール15「陸の豊かさを守ろう」として「15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。」が設定されている。

270 で企業価値向上につなげる、という一連の流れを補助するため、具体的にわかりやすく説
271 明していく。

272

273 **コラム** 外来種被害防止行動計画 第2版

274 事業活動は外来種の侵入や拡散を引き起こす主要な要因の一つであるため、2030年まで
275 に目指すべき姿を達成するには、企業を含めた社会全体による外来種対策の実施が非常に
276 重要である。「第3章 実践編」に入る前に、外来種被害防止行動計画に記載されている、
277 企業の役割と取り組むべき行動等について振り返る。詳細は本行動計画を参照されたい。
278 (脚注) 行動計画のリンク

279

280 **外来種対策における3つの不足**

281 不足1：地域単位での計画的な外来種対策の不足

282 不足2：事業者及び国民の認識の不足

283 不足3：知見の共有体制や防除・管理手法及びその開発の不足

284

285 これらの「不足」を企業に当てはめると、下記のようにになると考えられる。

286

287 企業の不足1：地域のステークホルダーとの連携の不足

288 企業の不足2：自社と外来種の接点に関する認識の不足

289 企業の不足3：対策に向けた知見と実行体制の不足

290

291 外来種被害防止行動計画（第2版）では、これらの「不足」を解消するために、民間企
292 業に対して2つの役割と5つの行動⁷を求めている。

293

294 **民間企業・団体の役割**

295 ①外来種問題の当事者としての意識の醸成と主体的な対策の実施

296 ②外来種対策の実施・協力

297

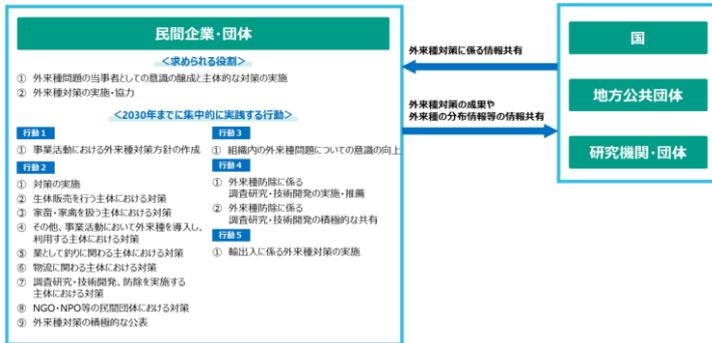
298 **民間企業・団体が2030年までに集中的に取り組むべき行動**

299 行動1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動

コメントの追加 [一村15]: コラム：行動計画第2版で示した、3つの不足や企業の役割、取り組むべき行動について

⁷ 行動計画では全主体に対し「6つの行動」が設定されているが、本ガイドンスでは、このうち民間企業・団体に向けて書かれている5つの行動をピックアップして紹介する。

- 300 行動 2：外来種対策の実行に係る行動
- 301 行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用に係る行動
- 302 行動 4：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進に係る行動
- 303 行動 5：国際連携、国際貢献等に係る行動



図表 1 行動計画が定める民間企業・団体の役割、関係図

定着段階に応じた対策の考え方

行動計画では全体目標として「未定着の種の定着を予防し、定着した種を拡大させない。定着初期の種を根絶させる。」を掲げている。これは、定着段階が早期であればあるほど、対策に係る費用や労力等を抑えた効果的な対策が可能になるという基本認識に基づくものである。

企業も、自社の事業領域及び、接点のある外来種の定着段階に応じて、最も効果的な対策を講じることが重要である。定着段階に応じた企業の対策例を下記に示す。

導入段階：輸入品・資材・物流工程での付着・混入の防止

定着段階：敷地内での早期発見・駆除

拡散段階：地域との連携・情報共有を含む協働対

第3章 実践編

★第2回検討会では、実践編に関してはパワーポイント資料をご覧ください。

●実践に際して必要な考え方を説明する。

- ・外来種被害予防3原則
- ・定着段階ごとの対策方法
- ・侵入予防が最も費用対効果の高い対策であること

コラム 外来生物法

外来生物法は、生態系等へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「特定外来生物」を指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制している。そして、外来種ごとの対応の緊急性や知見の蓄積状況に応じて適切な対応が取れるよう、いくつかの区分を設けている。

未判定外来生物：特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていないもの。輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要がある。

要緊急対処特定外来生物：特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な影響を与えるおそれがあるもの。当該生物の早期発見・拡散防止のための、物品、土地、施設等の検査、移動制限・禁止、消毒廃棄など制度が設けられている。

条件付特定外来生物：外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定期間を規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称。例えばアカミミガメ、アメリカザリガニはどちらも飼育者がとても多い生きものであり、単に特定外来生物に指定して飼育等を禁止すると、手続きが面倒などの理由で野外へ放す飼育者が増えると予想され、かえって生態系等への被害を生じるおそれがあることから、捕獲、飼育、無償譲渡が認められる形で条件付特定外来生物に指定されている。